

平成18年 6 月26日

金融庁総務企画局企画課信用機構企画室 御中

全国地方銀行協会

「郵政民営化法施行令の一部を改正する政令案」および「郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令案」に対する意見

地銀界はこれまで、郵便貯金銀行事業の肥大化とそれに伴う民業圧迫などの弊害を一段と深刻化させることのないよう、郵政民営化を進めるに当たっては、経営規模の縮小、民間との公正な競争条件の確保、地域との共存、の観点を踏まえて、郵便貯金事業を民間市場に円滑に統合することが必要であると主張してまいりました。

以上のような考え方を踏まえ、今般公表された政省令案等について下記の意見を取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1．郵便貯金銀行に対する預金等の預入限度額について（郵政民営化法施行令の一部を改正する政令案第2条関係）

今回の政令案では、郵便貯金銀行に対する預金等の預入限度額は、原則として、旧契約と新契約の合算で1預金者当たり1千万円とされたが、他方、預入限度額の適用対象外とする預金として、預金保険法上の決済用預金が規定された。これは預入限度額を設定した趣旨と矛盾しているばかりでなく、預金取引の拡大を招くとともに、これを通じた業務拡大の布石ともなりかねないものである。

このため、決済用預金についても他の預金と併せて預入限度額の適用対象とするなど、郵便貯金銀行の肥大化と業務拡大に歯止めをかける制度設計とすべきである。

また、郵便貯金銀行の規模の縮小を図り、民間市場に円滑に統合していく観点からは、民営化当初の１千万円の預入限度額についても、移行期間を通じて引下げを行っていくべきである。

２．郵便貯金銀行の預金者等の名寄せ管理等について（郵政民営化法施行令の一部を改正する政令第２条関係）

上記１の預入限度額規制の実効性を確保するためには、預金者等の厳正な本人確認およびそれに基づく厳正な名寄せ管理が不可欠である。これらは、実効ある預入限度額管理に欠かせないばかりでなく、預金保険制度の円滑な運営や架空口座等による犯罪の防止等の観点からも極めて重要である。

このため、当局より郵便貯金銀行に対し、預金者等について厳正な本人確認および名寄せ管理を行うよう指導、監督すべきである。

また、こうした金融機関として当然の内部管理態勢を確保する観点から、郵便貯金銀行は、民間金融機関と同一の当局による厳正な監督および検査を受けることが必要である。

３．郵便貯金銀行の業務報告書等に係る会計処理等について（郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令案第１１条関係）

今回の命令案では、郵便貯金銀行には銀行と同様の業務報告書等の作成義務が課されている。しかし、適正な業務報告書等を作成するためには、その前提として、民間金融機関と同様の適正な会計処理や財務報告に係る内部統制の確立が不可欠である。これらが担保されなければ、郵便貯金銀行の業務および財産の状況について正しい報告が行われず、利用者保護に欠けることとなるほか、当局や郵政民営化委員会の判断を誤らせ、ひいて

は民間金融機関との競争条件の公正性を失することにもなりかねない。

このため、当局より郵便貯金銀行に対し、民間金融機関と同一の会計基準等に則した適正な会計処理を行うとともに、財務報告に係る内部統制を確立するよう厳正に指導、監督すべきである。

以 上